

下呂市告示第 121 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

- 1 委託した公金事務  
通園バス協力金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者  
下呂市金山町金山 2301 番地 3  
特定非営利活動法人ふるさと金山  
理事長 佐古 保
- 3 委託期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日